


報道機関各位

令和4年（2022年）3月18日（金）15時00分 配付

<p>項目</p>	<p>令和3年度全国林業経営推奨行事農林水産大臣賞伝達贈呈式並びに令和3年度北海道指導林家認定証伝達式</p>																			
<p>配付資料</p>	<p>①令和3年度全国林業経営推奨行事の概要及び受賞者の概要 ②農林水産祭受賞決定通知 ③北海道指導林家認定要領 ④令和3年度北海道指導林家の認定概要及び認定者の概要</p>																			
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<table border="1" data-bbox="360 734 1401 1541"> <tr> <td data-bbox="360 734 504 1167"> <p>趣旨</p> </td> <td data-bbox="504 734 951 1167"> <p>農林水産大臣賞の伝達贈呈式 森林の適正な管理及び林業の技術・経営の改善に努め、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に寄与している森林所有者等を表彰するもの。 本行事は、林業推奨を目的として、昭和37年度より農林水産祭参加行事として実施されている。</p> </td> <td data-bbox="951 734 1401 1167"> <p>北海道指導林家認定証伝達式 持続可能な森林経営を推進するため、林家の模範となる森林づくり活動を実践するとともに、模範的な施業技術等を有している林家を「北海道指導林家」として認定し、林業普及指導事業のパートナーとして、地域林業の振興に資する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1167 504 1245"> <p>受賞者及び認定者</p> </td> <td data-bbox="504 1167 951 1245"> <p>中澤 博之 氏 67歳(置戸町在住)</p> </td> <td data-bbox="951 1167 1401 1245"> <p>瀬口 俊行 氏 60歳(置戸町在住)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1245 504 1335"> <p>日時</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="504 1245 1401 1335"> <p>令和4年3月24日(木)15時00分～ 令和4年3月24日(木)15時20分～ (左記伝達贈呈式終了後)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1335 504 1379"> <p>場所</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="504 1335 1401 1379"> <p>北見地区消防組合 置戸支署 2階 講堂 (置戸町字置戸192)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1379 504 1424"> <p>伝達者</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="504 1379 1401 1424"> <p>オホーツク総合振興局 東部森林室長 飯田 宇之麿</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1424 504 1541"> <p>立会者</p> </td> <td colspan="2" data-bbox="504 1424 1401 1541"> <p>置戸町長 深川 正美 新生紀森林組合代表理事組合長 小林 満 置戸町林業グループ会長 森脇 弘己</p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="347 1585 1430 1659"> なお、当局内で令和3年度全国林業経営推奨行事「林野庁長官賞」を受賞した故大角隆則氏（遠軽町）への表彰伝達式は4月以降を予定しております。 </p>		<p>趣旨</p>	<p>農林水産大臣賞の伝達贈呈式 森林の適正な管理及び林業の技術・経営の改善に努め、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に寄与している森林所有者等を表彰するもの。 本行事は、林業推奨を目的として、昭和37年度より農林水産祭参加行事として実施されている。</p>	<p>北海道指導林家認定証伝達式 持続可能な森林経営を推進するため、林家の模範となる森林づくり活動を実践するとともに、模範的な施業技術等を有している林家を「北海道指導林家」として認定し、林業普及指導事業のパートナーとして、地域林業の振興に資する。</p>	<p>受賞者及び認定者</p>	<p>中澤 博之 氏 67歳(置戸町在住)</p>	<p>瀬口 俊行 氏 60歳(置戸町在住)</p>	<p>日時</p>	<p>令和4年3月24日(木)15時00分～ 令和4年3月24日(木)15時20分～ (左記伝達贈呈式終了後)</p>		<p>場所</p>	<p>北見地区消防組合 置戸支署 2階 講堂 (置戸町字置戸192)</p>		<p>伝達者</p>	<p>オホーツク総合振興局 東部森林室長 飯田 宇之麿</p>		<p>立会者</p>	<p>置戸町長 深川 正美 新生紀森林組合代表理事組合長 小林 満 置戸町林業グループ会長 森脇 弘己</p>	
<p>趣旨</p>	<p>農林水産大臣賞の伝達贈呈式 森林の適正な管理及び林業の技術・経営の改善に努め、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に寄与している森林所有者等を表彰するもの。 本行事は、林業推奨を目的として、昭和37年度より農林水産祭参加行事として実施されている。</p>	<p>北海道指導林家認定証伝達式 持続可能な森林経営を推進するため、林家の模範となる森林づくり活動を実践するとともに、模範的な施業技術等を有している林家を「北海道指導林家」として認定し、林業普及指導事業のパートナーとして、地域林業の振興に資する。</p>																		
<p>受賞者及び認定者</p>	<p>中澤 博之 氏 67歳(置戸町在住)</p>	<p>瀬口 俊行 氏 60歳(置戸町在住)</p>																		
<p>日時</p>	<p>令和4年3月24日(木)15時00分～ 令和4年3月24日(木)15時20分～ (左記伝達贈呈式終了後)</p>																			
<p>場所</p>	<p>北見地区消防組合 置戸支署 2階 講堂 (置戸町字置戸192)</p>																			
<p>伝達者</p>	<p>オホーツク総合振興局 東部森林室長 飯田 宇之麿</p>																			
<p>立会者</p>	<p>置戸町長 深川 正美 新生紀森林組合代表理事組合長 小林 満 置戸町林業グループ会長 森脇 弘己</p>																			
<p>他のクラブとの関係</p>																				
<p>担当窓口</p>	<p>オホーツク総合振興局東部森林室普及課 普及課長兼主幹（木育推進）野田 哲也 〒090-0018 北見市青葉町2-10 電話 0157-24-6278 FAX 0157-24-6228</p> 																			

■ 令和3年度北海道指導林家の認定概要

【認定の趣旨】

林業普及指導事業においては、長期性という林業の特質を踏まえ、地域林業に取り組む林家や林業後継者等の各種活動の支援を行ってきたところです。

近年の林業を取り巻く厳しい情勢の中においても、林家の模範となるような林業生産活動を展開している意欲的な林家（以下「林家等」という。）を地域林業を先導する中核的な存在として育成確保していくことは、持続的な林業経営の推進を図るためにも重要となっている。

このような中、模範的な施業技術を有している林家等を「指導林家」と認定し、林業普及指導事業における指導者として積極的に連携していくこととしています。令和3年度の道内での認定者は6人です。

【認定者の概要】

北海道指導林家 認定者 瀬口 俊行 氏 (60歳)
常呂郡置戸町在住 会社役員
昭和37年2月生まれ

1. 森林の構成

所有面積 217.24ha

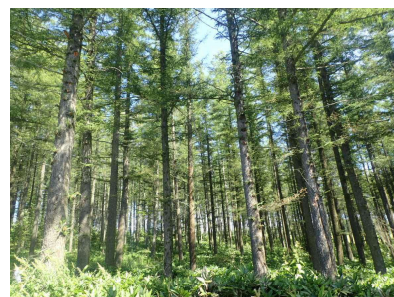
人工林130.09ha、天然林32.12ha、
その他（造林予定地）55.03ha

2. 経営等の方針・特徴

- ・木材等生産を重視した森林管理を基本としており、市町村森林整備計画や森林経営計画に基づき、生育状況を考慮しながら伐期を定め、優良大径材生産を目指しています。
- ・ハーベスタや運材車を所有し、植栽から保育、伐採から運材までの一連の作業を実践し林業経営の改善に努めるほか、今後も更なる経営規模の拡大も視野に入れ、意欲的な経営に取り組まれています。

3. 主な職歴

H13/3～H14/12 網走支庁管内
林業グループ連絡協議会会長
H23/2～H27/1 北海道林業グループ協議会副会長
H24/2～現在 オホーツク管内
林業グループ連絡協議会顧問
H31/3～現在 置戸町林業グループ副会長
R元/2～R3/1 北海道林業グループ協議会副会長



北海道指導林家認定要領の制定について（北海道林業普及指導事業実施要領第7の2関係）

〔最終改正：平成26年12月9日付け森活第531号〕

第1 趣旨

林業普及指導事業においては、長期性という林業の特質を踏まえ、地域林業に取り組む林家や林業後継者等の各種活動の支援を行ってきたところである。

その成果として、近年の林業を取り巻く厳しい情勢の中においても、林家の模範となるような林業生産活動を展開している意欲的な林家（以下「林家等」という。）が見られるところであり、これらの林家等を地域林業を先導する中核的な存在として育成確保することが、持続可能な森林経営の推進を図るために重要となっている。

このため、模範的な施業技術等を有している林家等を「指導林家」として認定し、これら指導林家の資質の向上、確保を図るとともに、林業普及指導事業における指導者として積極的な活用を図ることとする。

第2 指導林家の要件

指導林家は、次の各号の要件に適合する者とする。

- (1) 地域の模範となる林業経営等を行っている者。
- (2) 人格・見識が優れている者。
- (3) 林業後継者の育成指導に理解があり、積極的に指導活動ができる者。
- (4) 各種コンクール等に積極的に参加し、林業技術・知識の研鑽を行っている者。
- (5) 上記以外の者で、特に指導林家として認定することが妥当であると認められる者。

第3 指導林家の推薦

- (1) 市町村長は、別記第1号様式の推薦調書により、要領第2の要件を満たす者を指導林家として、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に推薦するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、市町村から推薦のあった推薦調書に、別記第2号様式の同意書を添え、3月10日までに知事に進達するものとする。

第4 指導林家の認定

知事は、市町村長の推薦を受けた者を審査し、別記第3号様式の指導林家認定証を交付し、指導林家として認定するものとする。

第5 指導林家の登録

知事は、指導林家を認定したときは、別記第4号様式の指導林家認定台帳を作成し、認定番号を登録・保管するものとする。

第6 指導林家の活動

- 1 指導林家は、自らの林業経営活動や調査研究等により資質の向上に努めるとともに、林業技術の普及及び林業後継者等の育成指導を行うものとし、次の事項を積極的に推進することとする。
 - (1) 道等が実施する研修会等に積極的に参加し、森林施業技術や林業経営についての調査研究及び自らの技術の向上に努める。

- (2) 先進的な森林施業技術等を林業後継者等に普及指導する。
- (3) 森林所有者の森林施業技術の向上に努め、森林施業の実行確保に努める。
- (4) 林業グループ、青年林業士等と連携を図るとともに、林業後継者等の育成強化に努める。
- (5) 普及指導職員と連携・調整を図り、地域林業の振興に寄与する。

2 総合振興局長等は、認定されたこれら指導林家の活動経過を別記第5号様式の指導林家活動記録簿に整理するものとする。

第7 活用及び支援

道及び市町村長等は、林業施策において、指導林家を積極的に活用するとともに、これらの者に対する各種支援を実施するものとする。

第8 認定の取り消し

指導林家の認定の取り消しは、次の事項に該当する場合に行うものとする。

ただし、(1)～(3)の場合にあっては、市町村長は、認定者の指導林家辞退申出書に意見書を添え、総合振興局長等に進達するものとする。また、総合振興局長等は、認定者の辞退申出書及び市町村長の意見書を、知事に進達するものとする。

知事は、認定者の辞退申出書を審査し、認定の取り消しを行うものとする。また、その認定を取り消したときは、総合振興局長等及び市町村長等に通知するものとする。

- (1) 指導林家として社会的、道義的に適性を欠くに至ると判断されるとき。
- (2) 第6の指導林家としての活動に支障をきたすとき。
- (3) 本人の申し出により、指導林家を辞退する旨の報告があったとき。
- (4) 当該指導林家が死亡したとき。
- (5) その他の理由により、知事が欠格者と認定したとき。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。



2山林第22-12号
令和3年6月30日

北海道知事 様

公益社団法人 大日本山林会
会 長 永 田 信



農林水産祭参加「全国林業経営推奨行事」について
(受賞者決定のご報告)

謹啓 初夏の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記行事の開催にあたりましては、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。お陰様で滞りなく審査を終了し、別紙のとおり受賞者を決定しましたのでご報告いたします。

なお、受賞者の方々には貴庁のご担当者からご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

また、賞状の伝達贈呈式は、現在のところ未定でございます。日程等、細部が確定次第、あらためてご案内いたします。

謹白

担 当 松本、前澤
電 話 03-3587-2551
ファクス 03-3587-2553



令和3年度 第60回全国林業経営推奨行事 受賞者

区分	氏名・名称	都道府県	市町村
農 林 水 産 大 臣 賞	中澤博之	北海道	常呂郡置戸町
	齋藤成士	栃木県	鹿沼市
	遠藤誠	静岡県	富士宮市
	杉本英夫・淑美	福井県	福井市
	山長林業株式会社/株式会社山長商店	和歌山県	田辺市
	真庭森林組合	岡山県	真庭市
	山口県東部森林組合	山口県	岩国市
	内山林業合同会社	長崎県	対馬市
林 野 庁 長 官 賞	笈瀬弘侍	北海道	勇払郡占冠村
	大角隆則		紋別郡遠軽町
	赤澤榮治	青森県	八戸市
	有限会社秋田グリーンサービス	秋田県	秋田市
	本間文夫	山形県	鶴岡市
	笠間広域森林組合	茨城県	笠間市
	山田充宏	埼玉県	比企郡小川町
	川島潤一	長野県	伊那市
	和良財産区管理会	岐阜県	郡上市
	三宅勝	愛知県	豊田市
	赤堀完治・澄江	鳥取県	八頭郡智頭町
	石央森林組合	島根県	浜田市
	株式会社山本木材	兵庫県	丹波市
	田邊厚實	山口県	宇部市
	磯貝昭生	大分県	佐伯市
黒木達志	宮崎県	東臼杵郡椎葉村	
大 日 本 山 林 会 会 長 賞	新家三幸夫	北海道	久遠郡せたな町
	美馬貴代志		標津郡中標津町
	株式会社阿部製材所	山形県	酒田市
	金井生産森林組合	群馬県	渋川市
	桑原善吉	岐阜県	岐阜市
	あしヶ崎生産森林組合	新潟県	中魚沼郡津南町
	四田政之	富山県	富山市
	奥村茂一	石川県	河北郡津幡町
	坂本義直	愛媛県	松山市

■ 令和3年度全国林業経営推奨行事の概要

【行事の概要】

この行事は、森林の適正な管理及び林業の技術・経営の改善に努め、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に寄与している森林所有者等を表彰するもので、大日本山林会の主催により昭和37年度より毎年実施されており、令和3年度で60回を数えます。

令和3年度の受賞は次のとおりとなっています。

区分	受賞数	備考
農林水産大臣賞	8経営体（1経営体）	括弧書きは道内
林野庁長官賞	16経営体（2経営体）	〃
大日本山林会会長賞	9経営体（2経営体）	〃

【受賞者の概要】

農林水産大臣賞 受賞者 中澤 博之 氏（67歳）
常呂郡置戸町在住 農業

1. 経営体の概要

経営森林面積 101.6ha

経営農地面積 20ha

2. 主な経歴

農業に従事する傍ら、置戸町議会議員、新生紀森林組合理事・副組合長理事を歴任される。

3. 経営等の特徴

- ・林業に熱心であった父から山林を受け継ぎ、林業経営の規模拡大を図るとともに、安全性や労働強度の低減の観点から、中古の高性能林業機械をはじめ、運材車などを導入して低コスト施業を実践しています。
- ・森林施業においては、初期の保育作業を徹底し植栽木の健全性を高めるほか、間伐については、比較的若い林齢から始め早めに本数密度を調整しており、2回目までの間伐は生産性の向上と効率的な作業を目的に列状間伐を導入しています。
- ・平成22年度に北海道指導林家に認定。

